

大阪市居住支援協議会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、大阪市居住支援協議会という。

（目的）

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、大阪市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

（会員）

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

第2章 役員

（役員の種別及び選任）

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は、大阪市福祉局生活困窮者自立支援室長及び大阪市都市整備局企画部長の職にある者を充て、輪番により就任するものとする。
- 3 会長、副会長は、相互にこれを兼任できない。

（役員の任務）

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は、1年とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議議決する。

- 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
- 二 本会の事業報告及び決算に関すること。
- 三 会則の制定及び改廃に関すること。
- 四 部会の設置に関すること。
- 五 会員の変更にに関すること。
- 六 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(部会)

第10条 本会は、第3条の事業を具体的に協議・検討するため、部会を設置することができる。

2 部会に関して必要な事項については、別に定める。

(居住支援連携会議)

第11条 各区においては、住宅確保要配慮者に必要な支援を円滑に実施するため、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議等の既存の会議体を活用し、または新たに、区域等で居住支援に携わる関係者による居住支援連携会議を開催することができる。

2 前項において居住支援連携会議を開催した場合、開催者は第12条の本会事務局に届け出るものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務、経費の管理等を行うため、大阪市福祉局生活福祉部自立支援課及び大阪市都市整備局企画部安心居住課に事務局を置く。

第4章 その他

(秘密の厳守)

第13条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

附 則

この会則は、令和8年6月29日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
不動産関係団体	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
	公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部
	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会大阪府支部
	一般社団法人大阪賃貸住宅経営協会
公的住宅機関	大阪市住宅供給公社
	独立行政法人都市再生機構西日本支社
福祉関係団体	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会
行政機関（大阪市）	区役所（福祉業務主管課長会幹事）
	区役所（生活支援担当課長会幹事）
	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課
	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
	福祉局生活福祉部地域福祉課
	福祉局生活福祉部自立支援課
	福祉局生活福祉部保護課
	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
	福祉局高齢者施策部高齢福祉課
	健康局健康推進部こころの健康センター
	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
	都市整備局企画部住宅政策課
	都市整備局企画部安心居住課
	都市整備局住宅部管理課

会議の公開等に係る取扱いについて（案）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 81 条に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会は、構成員により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行う場であるため、今後、開催する総会及び部会は、原則、非公開とする。

ただし、総会の主な資料や議事要旨については、会議開催後に、準備が整い次第、ホームページに掲載する。

【参考】住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 抜粋

（住宅確保要配慮者居住支援協議会）

第八十一条 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び社会福祉協議会（社会福祉法第十章第三節に規定する社会福祉協議会をいう。）その他の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者により構成される住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下この条及び次条において「支援協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 支援協議会は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供、民間賃貸住宅への入居及び日常生活を営むために必要な福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進その他の**住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行うものとする。**

3 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、支援協議会の運営に関し必要な事項は、支援協議会が定める。

（支援協議会及び地域住宅協議会等の連携）

第八十二条 前条第一項の規定により支援協議会が置かれた地方公共団体の区域について地域住宅特別措置法第五条第一項に規定する**地域住宅協議会又は社会福祉法第百六条の六第一項に規定する支援会議、介護保険法第百十五条の四十八第一項に規定する会議、障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する協議会、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第九条第一項に規定する支援会議その他の住宅確保要配慮者が日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う会議**（以下この条において「地域住宅協議会等」という。）が置かれている場合には、当該支援協議会及び地域住宅協議会等は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する課題についての情報の共有その他相互の連携に努めなければならない。

1 令和8年度 事業計画（案）

区（地域）レベルでの居住支援体制を構築するため、地域で活動する居住支援関係者の顔が見える関係づくりを実施するとともに、市民、事業者への啓発活動や、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援に関する情報を共有する取組を実施する。

今年度の具体的な取組は、次のとおりとする。

1-1 会議の開催

（1）総会の開催

事業計画、予算、決算など重要事項を決定する。

1）令和8年6月29日開催（設立総会）

会則（案）、令和8年度事業計画（案）・予算（案）、部会の設置（案）の審議など

2）令和9年3月開催

令和9年度事業計画（案）・予算（案）の審議など

（2）部会の開催

1）方策検討部会（必要に応じて開催）

各区相談窓口が抱える居住支援に関する課題等を抽出し、対応策について検討する。

1-2 活動内容

（1）住宅確保要配慮者や賃貸人等に対する「情報の提供」

1）市民、事業者への住宅セーフティネット制度の周知

- ① 居住支援協議会のリーフレット（住宅セーフティネット制度、相談窓口等）の作成、配架
- ② 市民、事業者へのホームページによる情報発信
- ③ 各種リーフレットの作成、配架 等

2）居住支援法人の得意分野の見える化

居住支援法人情報の整理（支援内容・支援対象一覧表及び法人プロフィール等）

（2）民間賃貸住宅への入居や福祉サービスの利用に関する住宅確保要配慮者からの相談に適切に対応するための「体制の整備」

1）区居住支援連携会議の開催支援（区（地域）レベルでの連携体制づくりをサポート）

- ① 区役所（1区または複数区）からの依頼や事務局からの働きかけにより、区（地域）単位でミニ交流会を開催
- ② 各区の居住支援法人情報の整理（支援内容・支援対象一覧表及び法人プロフィール等）（再掲）

（３）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との「連携の推進」

１）方策検討部会の開催

地域の居住支援連携体制と課題を共有し、必要に応じて解決に向けた方策を検討

（４）住宅確保要配慮者の居住のニーズに適切に対応するための住宅ストックの発掘・充実

１）セーフティネット住宅の登録、居住サポート住宅の認定の促進

① 賃貸住宅賃貸人及び居住支援法人等を対象とした住宅セーフティネット制度の説明、PR

② 各種リーフレットの作成、配架 等（再掲）

（５）住宅確保要配慮者の居住のニーズに適切に対応するための居住支援の取組の拡大

１）居住支援プレイヤーのマッチング

各区相談窓口、居住支援法人、不動産事業者等を対象とした交流会の開催

① 交流会（対象：賃貸住宅賃貸人×居住支援法人）

② 交流会（対象：居住支援法人×居住支援法人）

③ 交流会（対象：大阪市内の各区相談窓口×居住支援法人×不動産事業者等）

1-3 令和8年度の活動スケジュール（案）について

		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
国庫補助金		応募 ●				交付申請 ●	交付決定 ●														実績報告 ●						
会議	総会						設立総会 ●																		総会 ●		
	部会							方策検討部会（必要に応じて開催）																			
活動	区居住支援連携 会議の開催支援							顔の見える関係づくり（区（地域）レベルでの連携体制づくりをサポート）																			
	交流会								交流会 ●						交流会 ●					交流会 ●							
	リーフレット等							内容検討・契約手続等			契約 ●	原稿作成					印刷・納品				配架						

※支出を伴う事業は、国庫補助金の補助対象期間（令和9年1月31日（日））までに実施

2 令和8年度 予算（案）

居住支援協議会に関する事業費は、国庫補助金（居住支援協議会等活動支援事業）の交付決定額の範囲内で支出する。

(単位：千円)		
収入		令和8年度交付決定額
国庫補助金	居住支援協議会等活動支援事業	1,233

(単位：千円)	
支出	令和8年度予算額
総計	1,233
1 居住支援協議会のリーフレットの作成	972
2 区居住支援連携会議の開催支援	81
3 交流会の開催	180

部会の設置について（案）

○部会の設置（会則第10条第1項）

- ・住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関することや、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること等について、協議・検討を行うため、**「方策検討部会」を設置**する。

○部会の運営等（会則第10条第2項）

- ・部会を設置するときは、会長が部会長及び部会委員を指名する。
- ・部会長は、部会を代表し、部会を総括し、部会を招集して議長となる。
- ・部会長は、必要に応じて、部会に部会委員以外の者の出席を求めることができる。
- ・事務局は、部会の事務、経費の管理等を行うため、必要に応じて、部会に参加する。

《令和8年度の主な取組及び部会体制》

- ・住まいの相談対応を円滑に進めるためのツールの作成等
 - ➡大阪市居住支援協議会のリーフレットの作成（各相談窓口の案内等を掲載 等）
- ・各区相談窓口等において苦慮している住まいに関する課題等の抽出等
 - ➡事務局が中心となって各区の担当者や相談窓口、居住支援法人等にヒアリングを実施し、課題の抽出を行う。（連携体制及び居住支援に関して不足している情報や住まいに関する課題等の確認）
 - ➡行政機関（関係課）が連携して、課題解決に向けた方策検討を行う。

【参考】大阪市居住支援協議会会則（案） 抜粋
（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 その他目的達成のために必要な事業。

（部会）

第10条 本会は、第3条の事業を具体的に協議・検討するため、部会を設置することができる。

- 2 部会に関して必要な事項については、別に定める。